

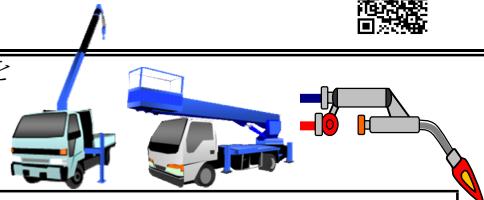
■小型移動式クレーン運転 ■ガス溶接■高所作業車運転 技能講習 開催案内

【令和8年度】
広島労働局長登録教習機関
公益社団法人広島県労働基準協会



労働安全衛生法第61条の規定に基づき、資格取得のための標記講習を次のとおり開催します。

次に掲げる業務は、この講習を修了した者でなければ就業できません。
この機会にぜひ受講されますようご案内いたします。



◎ 該当する業務

1. 小型移動式クレーン運転 (安衛法施行令第20条第7号 抜すい(要約))

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

2. ガス溶接 (安衛法施行令第20条第10号 抜すい)

可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務

3. 高所作業車運転 (安衛法施行令第20条第15号 抜すい)

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

(詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください)

(1) 開催日程、会場は裏面に記載しています。

* 福山教習所の駐車場は日常的に混雑していますので、可能な限り公共交通機関でご来場ください。

(2) 各講習 受講区分毎の受講料・テキスト代 *消費税10%を含めた額の表示です。

*テキストは講習当日にお渡します *テキスト代は改定により変更する場合があります。

◎ 小型移動式クレーン運転 技能講習 (登録第104号)

適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

受講区分	受講区分の説明	受講料	テキスト代
A	*B,C区分以外の方	29,700円 (うち消費税:2,700円)	
B	*クレーン、デリック、揚貨装置又はクレーン・デリックの運転士免許のいずれかを有する者 *床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	27,500円 (うち消費税:2,500円)	
C	*建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 *車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	28,600円 (うち消費税:2,600円)	1,705円 (うち消費税 155円)

◎ ガス溶接 技能講習 (登録第4号)

受講区分	受講区分の説明	受講料	テキスト代
A	—	12,100円 (うち消費税:1,100円)	880円 (うち消費税:80円)

◎ 高所作業車運転 技能講習 (登録第173号)

受講区分	受講区分の説明 ※C区分の方は学科科目「運転一般事項」が免除です	受講料	テキスト代
B	*建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 *普通・準中型・中型・大型・大特 自動車運転免許のいずれかを有する者 *フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 のいずれかを修了した者	27,500円 (うち消費税:2,500円)	2,420円 (うち消費税:220円)
C	*移動式クレーン運転士免許を有する者 *小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	25,300円 (うち消費税:2,300円)	

(3) 修了証の交付について

*修了された方へは修了証を即日交付いたします。

(4) 注意事項

- *定員になり次第 締め切れますので、**お早めに**お申し込みください。
- *実技日程は受講申込数の多少によっては、日程変更をお願いすることがあります。
- *実技講習日は、保護帽(ヘルメット)、靴、作業服等を持参してください。(詳細は受講票を参照)
- *講習終了後に引き続き、学科、実技の修了試験を行います。(ガス溶接技能講習に実技試験はありません)
- *受講料は原則として返却いたしませんので、欠席しないようにしてください。
- *遅刻等、受講すべき時間数が不足した時は、修了証を交付できませんのでご注意ください。
- *自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。
その際は受講者または事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。
- *都合により会場や開講時間を変更させていただく場合がございますので、詳細はお申込みの支部へお問い合わせいただぐか、申込手続き後にお渡しする受講票をご確認ください。

■小型移動式クレーン運転技能講習 (登録第104号)

◎開催日程 (広島市・東広島市・福山市・三次市)

*学科開催日の右欄に掲げる実技開催日をご選択ください。 ~周辺図は受講申込み時にお渡します~

学科開催日 (2日間)	実技開催日 (1日間:①~③のいずれかをご選択ください)	学科会場	実技会場
令和8年			
4月 8日～9日	① 4月 10日 ② 13日 ③ 14日	福山教習所	福山教習所
4月 16日～17日	① 4月 20日 ② 21日 ③ 22日	林業ビル(広島市)	志和教習所
6月 2日～3日	① 6月 4日 ② 5日	三次市職業訓練センター	三次市職業訓練センター
6月 11日～12日	① 6月 15日 ② 16日 ③ 17日	林業ビル(広島市)	志和教習所
6月 24日～25日	① 6月 27日 ② 29日 ③ 30日	福山教習所	福山教習所
8月 24日～25日	① 8月 26日 ② 27日 ③ 28日	志和教習所	志和教習所
9月 14日～15日	① 9月 16日 ② 17日 ③ 18日	福山教習所	福山教習所
9月 28日～29日	① 9月 30日 ② 10月 1日	三次市職業訓練センター	三次市職業訓練センター
10月 1日～2日	① 10月 5日 ② 6日 ③ 7日	林業ビル(広島市)	志和教習所
11月 16日～17日	① 11月 18日 ② 19日 ③ 20日	福山教習所	福山教習所
12月 2日～3日	① 12月 4日 ② 7日 ③ 8日	林業ビル(広島市)	志和教習所
令和9年			
2月 1日～2日	① 2月 3日 ② 4日 ③ 5日	福山教習所	福山教習所

■ガス溶接技能講習 (登録第4号)

◎開催日程 (広島市・東広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市)

*学科開催日の右欄に掲げる実技開催日をご選択ください。 ~周辺図は受講申込み時にお渡します~

学科開催日 (1日間)	実技開催日	学科会場	実技会場
令和8年			
4月 20日	4月 21日	林業ビル(広島市)	志和教習所
4月 27日	4月 28日	福山教習所	福山教習所
5月 18日	5月 19日	志和教習所	志和教習所
5月 20日	5月 21日	福山教習所	福山教習所
6月 3日	6月 4日	福山教習所	福山教習所
6月 5日	6月 8日	林業ビル(広島市)	志和教習所
6月 18日	6月 19日	ビューポートくれ	志和教習所
7月 3日	7月 6日	林業ビル(広島市)	志和教習所
7月 22日	7月 23日	三次市職業訓練センター	三次市職業訓練センター
8月 3日	8月 4日	福山教習所	福山教習所
8月 20日	8月 21日	志和教習所	志和教習所
9月 15日	9月 16日	志和教習所	志和教習所
10月 22日	10月 23日	林業ビル(広島市)	志和教習所
10月 28日	10月 29日	福山教習所	福山教習所
11月 11日	11月 12日	林業ビル(広島市)	志和教習所
11月 12日	11月 13日	福山教習所	福山教習所
12月 2日	12月 3日	県立農業技術大学校(庄原市)	県立農業技術大学校(庄原市)
12月 9日	12月 10日	福山教習所	福山教習所
12月 18日	12月 21日	林業ビル(広島市)	志和教習所
令和9年			
1月 7日	1月 8日	福山教習所	福山教習所
2月 3日	2月 4日	林業ビル(広島市)	志和教習所
2月 24日	2月 25日	福山教習所	福山教習所
3月 16日	3月 17日	志和教習所	志和教習所
3月 25日	3月 26日	福山教習所	福山教習所

■高所作業車運転技能講習 (登録第173号)

◎開催日程 (広島市・東広島市・呉市・福山市・三次市)

*学科開催日の右欄に掲げる実技開催日をご選択ください。 ~周辺図は受講申込み時にお渡します~

学科開催日 (1日間)	実技開催日 (1日間:①~③のいずれかをご選択ください)	学科会場	実技会場
令和8年			
4月27日	① 4月28日 ② 30日	林業ビル(広島市)	志和教習所
5月7日	① 5月8日 ② 11日	福山教習所	福山教習所
5月12日	① 5月13日 ② 14日	三次市職業訓練センター	三次市職業訓練センター
6月19日	① 6月22日 ② 23日	福山教習所	福山教習所
6月22日	① 6月23日 ② 24日	ビューポートくれ	志和教習所
7月15日	① 7月16日 ② 17日 ③ 21日	林業ビル(広島市)	志和教習所
8月24日	① 8月26日 ② 27日 ③ 28日	福山教習所	福山教習所
9月7日	① 9月8日 ② 9日 ③ 10日	林業ビル(広島市)	志和教習所
9月24日	① 9月25日 ② 28日	福山教習所	福山教習所
12月14日	① 12月15日 ② 16日 ③ 17日	福山教習所	福山教習所
令和9年			
1月15日	① 1月18日 ② 19日 ③ 20日	林業ビル(広島市)	志和教習所
2月22日	① 2月24日 ② 25日	福山教習所	福山教習所
3月1日	① 3月2日 ② 3日 ③ 4日	林業ビル(広島市)	志和教習所
3月12日	① 3月15日 ② 16日 ③ 17日	福山教習所	福山教習所

(5) 講習基準時間 ※基準時間は受講区分・会場によって異なりますので詳細は受講票をご確認ください。

小型移動式クレーン運転	3日間	1日目,2日目>8:50~17:15予定 3日目>8:45~17:45予定
ガス溶接	2日間	1日目>8:50~17:15予定 2日目>8:50~17:10予定
高所作業車運転	2日間	1日目>8:30~18:45予定 2日目>8:45~16:45予定

(6) お申込み方法 (次のいずれかの方法によりお申込みください。)

銀行振込みの場合	受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を最寄りの支部へ郵送又は持参後、支部が発行する適格請求書により受講料、テキスト代をお振込みください。 ※受講日より前にお支払いください。
窓口へ持参の場合	受講料・テキスト代、受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を受講日より前に最寄りの支部へご持参ください。

*添付書類とは…A区分の方：本人確認書類の写し／B、C区分の方：本人確認書類及び受講区分を証する免許証等の写し
※本人確認書類とは、現在の氏名、生年月日が確認出来る書類です。（詳細は申込書を参照してください）

*申込書は電話による取り寄せ又は、ホームページからプリントアウトしてください。

*お申込み後、支部より受講票を送付しますので、講習当日ご持参ください。

講習の一週間前になんでも届かない場合は、お手数ですが申込支部までお問い合わせください。

お申込みは確実に予約ができるインターネット申込みのご利用をお勧めします！ [広島県労働基準協会](#)

(7) 申込先 * 不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください *

広島中央支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階 (TEL:082-228-5475/FAX:082-221-5045)
呉支部	〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階 (TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324)
福山支部	〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1 (TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034)
三原支部	〒723-0052 三原市皆実1-26-1 able皆実102 (TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601)
尾道支部	〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター2階 (TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444)
三次支部	〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G・Tビル101 (TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947)
広島北支部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階 (TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562)
廿日市支部	〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26 (TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852)

郵送不要のネット申込みサービスがはじめました

～令和7年8月19日 開始～

より便利にお申込みいただけるよう、オンラインによる講習申込みサービスを開始しました。

★ご利用のメリット

- 24時間いつでも申込み可能です。
- 申込書、添付書類の郵送、持参が不要です。
- 受講申込みに必要な添付書類は、システムのマイページからアップロードできます。
- マイページから申込み状況を確認し、受付完了後に受講票、請求書をダウンロードできます。
(受講票は印刷して、講習当日に会場にご持参ください。)

★(旧)ネット予約システムをご利用されていた方へ

- ・ご使用いただいたログインIDとパスワードは、引き続きご利用いただけます。
- ・ユーザー情報に複数のメールアドレスをご登録されていた場合は、1名様分のみ(最上位に登録されていたもののみ)引き継がれます。

広島県労働基準協会

検索



新規開催講習のお知らせ

○熱中症予防労働衛生教育(2026年3月から開催)

改正規則を含む熱中症予防対策について労働衛生の専門家が法令に基づく講習を行います。

開催月: 令和8年3月～8月、令和9年3月

詳細は、専用の案内書をご覧ください。

○保護具着用管理責任者教育(2025年7月から開催)

通達に基づき、保護具によりリスクアセスメント対象物のばく露防止措置を講ずる事業場を対象とした、保護具着用管理責任者を選任するための講習です。

開催月: 令和8年5月、6月、8月～11月、令和9年1月、2月

詳細は、専用の案内書をご覧ください。